

2017年度第1回目 草の根パートナー型募集要項への質問回答

2017年6月16日  
JICA国内事業部 市民参加推進課

No.	該当頁	項目	質問	回答
1	15頁	資格審査書類	以前は、全省庁統一資格を有している場合、登記簿謄本の提出が不要でしたが、今回の募集要項にはそのような記載が見当たりません。全省庁統一資格審査を有する団体の資格審査の一部省略はなくなっただけでしょうか？	全省庁統一資格は、各省各庁における「物品の製造・販売」・「役務の提供」・「物品の買受」に係る競争契約の参加資格であり、草の根技術協力の要件には適合しないため、2014年度をもって廃止いたしました。現在は、提案団体及び共同事業体の構成員すべてに資格審査書類の提出をお願いしています。
2	17頁	事業提案書の無効	同一の提案者が2つ以上の事業提案書を出した場合、無効となるとのことですが、大学内で複数の部局がそれぞれ全く別の応募内容で提案を考えている場合、本学でどちらかを選択しなければならないでしょうか。	募集要項の2頁に記載のとおり、草の根パートナー型は日本の法人格を有する団体を対象とした事業となっています。提案団体は「法人」であることを前提としているため、一つの法人から複数の提案書が提出された場合はその提案書は「無効」となります。従って、部局が異なっても法人が同じであれば、提案はどちらかのみでお願いします。
3	30頁	提案可能金額	共同事業体で提案する場合、提案可能な金額は、代表団体と共同事業体を構成する団体、それぞれの直近2年間の国際事業費内訳を合算した合計金額から、提案可能な金額を算出することで、問題ないでしょうか。	提案可能な金額については、提案団体(共同事業体の場合は代表団体)のみの直近2会計年度における決算書もしくは収支報告書の中から算出していただきます。つまり、共同事業体構成員の金額を合算することはできません。
4	4～5頁	対象国に係る留意事項(NGO登録等)	現地NGO登録を申請中ですが、まだNGO認可書類(MOU締結及び登録)の交付が間に合いません。この状況であっても、提案書に、設立されるNGOについて共同先予定として記載しても良いでしょうか？また、何らかの証明書類の添付が必要でしょうか？	現地NGO登録とは、提案を予定している団体が現地で活動するために受ける認可であって、提案団体とは別のNGOを現地に設立するための手続きではありません。従って、登録認可を受けたNGOは、共同先ではなく、提案主体となります。  また、NGO登録等で締結したMOUや登録証については、案件採択後、契約締結前に必要となりますが、募集要項の16ページに記載されている一部の国を除き、応募時の提出は不要です。
5	20頁	・バックアップ体制 ・外部支援体制	外部支援体制で大学からの支援を予定しております。この時に、提案書に、具体的な支援先研究機関、研究員名(教授名等)まで記載が必要でしょうか。あるいは何らかの書面での了解に関する添付が必要でしょうか？	相手方の了解に関する書類等の提出は不要ですが、具体的な機関名、研究員等の方のお名前なども、本文や従事者配置計画等に、書ける範囲で書いてください。後で確認させていただくことがあります。
6	21頁	事業提案書の書き方	事業フレームワーク、および事業具体的内容に関する多くが、様式および活動とアウトプットを示す図にて説明できてしまいますが、本文でも同じ文言で重複して説明する必要があるのでしょうか。	提案書本文中には、サマライズした内容でも良いので、文章(表や図を入れ込むことも可)で記載してください。 様式II-カ(PDM)は任意提出ですが、提出される場合は事業提案書本文のページ数(20ページ以内)に数えますので、この点、ご注意ください。
7	21頁	事業提案書の書き方	フレームワーク「3」のアウトプットを達成するための活動」と(3)事業の具体的内容の「1」活動内容」は同じものではないでしょうか？	フレームワーク3の「活動(アウトプットを達成するための活動)」では、プロジェクト目標～アウトプットまでの因果関係に注力してお書きください。  「(3)事業の具体的内容の1」も活動内容という意味では同じですが、前述していただいた「活動(アウトプットを達成するための活動)」を踏まえ、主要な活動についてさらに具体的な内容(例えば、手順、時期、活動者、他の活動項目とのつながり、留意点等)について記載いただくことを想定しています。募集要項には次のように書いていますので、再度ご確認ください。  記載される具体的な活動内容が、以下の事業実施スケジュールや業務従事者配置計画等の根拠となることに留意してください。
8	24頁	相手国実施機関の協力体制	相手国実施機関として現地NGOと政府機関があり、これまでも継続して共同してきています。提案書提出時には、相手国政府機関について、何らかの書面での了解などを添付する必要がありますでしょうか？(事務方代表者による署名文書等)	署名文書等の提出は求めていませんが、必要に応じ当該機関に連絡させていただくことがありますので、提案書内に連絡先を記載してください。